

令和 2 年 7 月 1 7 日
観 光 庁

新たに神奈川県の大山地域で「地域通訳案内士」が誕生します！

～地域通訳案内士育成等計画の策定について～

平成30年1月4日に施行された改正通訳案内士法により導入された地域通訳案内士制度について、新たに神奈川県の大山地域で地域通訳案内士育成等計画が策定されました。これにより、大山地域において、新しい「地域通訳案内士」が誕生します。

※地域通訳案内士とは、特定の地域内において、「報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。）を業とする。」者を言います。特定の地域において、その固有の歴史・地理・文化等の現地情報に精通した者であり、各自治体が行う研修受講を通じて「地域通訳案内士」として登録を受けた方々になります。

観光庁では、今後も地域通訳案内士制度の活用促進を進め、各地域の観光資源の魅力を伝えることのできるガイド人材を育成し、訪日外国人旅行者の地方誘客や滞在満足度向上に努めます。

また、観光庁では、通訳案内士（全国通訳案内士・地域通訳案内士）の魅力を発信するための動画をHP上で公開しています。この動画を用いて通訳案内士の魅力を発信していくとともに、通訳案内士の認知度向上、利用促進を図ります。

（観光庁HPのURL：http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics05_000254.html）

○新たに地域通訳案内士制度を導入する地域

地 域	通訳案内を行う区域	地域通訳案内士の名称	対応言語
大山地域 (神奈川県)	伊勢原市全域、秦野市蓑毛地区・ヤビツ峠、厚木市七沢地区	大山地域通訳案内士	英語

※大山地域通訳案内士制度の内容・詳細等については、伊勢原市経済環境部商工観光課（0463-94-4729）に、お問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

観光庁 参事官（観光人材政策）

担 当: 細川、中村、中井 FAX: 03-5253-1585

連絡先: 03-5253-8111(内線 27-331、27-349) 03-5253-8367(直通)